

# 平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑫)

政策名(※)	政策12: 放送分野における利用環境の整備	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送のデジタル化の推進や、ブロードバンドの普及等に伴うメディアの多様化を踏まえ、デジタル放送完全移行後のデジタル時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるために必要な施策を検討・実施する。</li> <li>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKへ国際放送の実施を要請し、所要の交付金を交付する。</li> <li>地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければテレビジョン放送を受信することが困難と認められる地域において、NHKの衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し、助成金を交付する。</li> </ul>					
基本目標 【達成すべき目標】	放送のデジタル化の推進やメディアの多様化を踏まえ、デジタル放送完全移行後における多様な国民視聴者のニーズに応えるために必要な施策を検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。 また、国として必要な国際放送の実施をNHKへ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。					
政策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	/	/	3,482,831	3,460,480
		補正予算(b)			661,726	0
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)			0	0
執行額(千円)	/	/	/	/		
政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
デジタル時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送法制の円滑な実施・見直しに当たり、必要な施策を検討・実施し、国民生活の利便性等の向上に寄与する	1 新放送法の施行及びデジタル放送完全移行下における放送分野の政策課題に関する調査・分析等の実施	調査・分析等の実施 【22年度】	新放送法の施行及びデジタル放送完全移行下における放送分野の政策課題に関する研究会(ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会等)及び調査研究(諸外国における対外情報発信戦略に関する調査研究等)を実施し、政策検討に活用。 【23年度】	調査・分析等の成果を政策へ反映 【23年度】
我が国の対外情報発信力を強化するため、映像国際放送の充実を図る	2 各国・地域の衛星放送やケーブルテレビ等を通じて簡易な方法で受信できる世帯数	約1億3,655万世帯 【22年度】	約1億5,405万世帯 【23年度】	1億3,800万世帯 【23年度】
自然的条件に起因し、NHKの地上テレビジョン放送を受信することができない地域(絶対難視地域)の情報通信格差の是正に資する	3 絶対難視地域において、NHKの衛星放送受信による難視聴対策を希望する助成対象世帯の解消	100% 【22年度】	100% 【23年度】	測定指標に該当する世帯の難視聴解消(100%) 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送政策の推進については、調査・分析等を実施し、結果を放送法制の円滑な実施・見直しに活用したことにより、目標を達成することができた。</li> <li>国際放送の強化については、視聴可能世帯の拡大に向け、着実に受信環境の整備を実施したことにより、目標を達成することができた。</li> <li>衛星放送受信対策事業については、助成希望のあった全ての世帯(2件)に対し助成を実施したことにより、目標を達成することができた。</li> </ul> なお、当該事業は、所要の目的を達成したため、平成23年度に終了した。
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送政策の推進及び国際放送の強化については、上述のとおり、施策目標の達成に向けて着実に成果を上げているものと認められる。</li> <li>また、衛星放送受信対策事業については、ピーク時には3,883世帯(平成11年度)に対し助成を実施するなど、これまでに28,000を超える世帯に対し助成を実施してきたが、難視聴解消が進捗し、近年は事業実施件数も減少傾向にあった。平成22年度の財務省による執行調査において、本事業については、「事業の大幅な縮小を図ったうえで、将来的な事業の廃止を含めて見直すべき」との評価が示されており、その結果を受けた平成23年度は、地上アナログテレビジョン放送終了に際し、対応が必要となる世帯の発生を勘案した上で、助成の対象となり得る世帯数を最大750世帯程度と見込み、事業を実施したが、その結果2件の応募にとどまり、本事業の役割はほぼ終了したものと判断し、平成23年度をもって終了することとした。</li> <li>引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」において、ラジオの将来に関する議論、デジタルラジオの在り方に関する議論、V-Lowマルチメディア放送の在り方に関する議論など、デジタル時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送法制の円滑な実施・見直し等に関するテーマについて御議論いただき、各テーマに対する御提言をいただくとともに、関係者の共通認識や知識基盤を形成していく必要性等についても有意な課題という認識が示された。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他4課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 吉田 真人	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	------------------	--------	--------------------	----------	---------

※ 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。